

# 令和4年度いじめ認知件数および令和5年度の当校のいじめ対策について

新潟県立佐渡特別支援学校  
生徒指導部

令和4年度いじめ対策総点検の結果、当校でのいじめ認知件数は3件でした。

以下にいじめの定義の内容と今後の当校での取組について掲載します。

## ○「いじめ防止対策推進法（平成25年6月）」におけるいじめの定義



- ◇ 学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの
- ◇ 暴力、物語り、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ◇ 行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ◇ インターネット上で行われたものも含む

## ○「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月）」におけるいじめの定義



- ◇ 上記の「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義に加えて、いじめとなる蓋然性（多分そうなるだろう）の高いものを含める⇒いじめ類似行為  
(例) SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合など

※「いじめ類似行為」が加わったのは、インターネットやSNS等の普及によって見付けにくくなったりじめを見逃さないようにすることがねらいです。



「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」です。

## ○令和5年度の当校の取組

子どもたちのすべての生活場面において「いじめ」は起こり得るということを共通認識し、今年度も引き続き『いじめゼロ・いじめ見逃しゼロ』を目指し、加害者も被害者も生まない教育に全教職員一丸となって取り組みます。トラブルが発生した場合、事案の大小を問わずにご家庭に連絡をさせていただき、状況説明、再発防止策、今後の指導方針をお話させていただきます。

いじめを小さな芽のうちから発見・対応し、重大事態に発展させないようにするためにも、「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合は、まずは学校に報告・相談をいただけますとありがたいです。

今年度も、当校のいじめ対策へのご理解とご協力を願いいたします。